

安中市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

安中市教育委員会

目次

第1 本計画策定の趣旨等

- 1 本計画の趣旨
- 2 本計画の対象
- 3 本計画の期間

第2 本市の状況

- 1 在校等時間の定義
- 2 安中市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則に定める時間外在校等時間の上限
- 3 本市の現状と課題

第3 本計画の目標

- 1 時間外在校等時間に関する目標
- 2 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

第4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 1 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
- 2 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

第5 実効性の確保

- 1 安中市教育委員会における取組
- 2 安中市立学校における取組
- 3 保護者・地域・関係団体との連携

安中市立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月1日

安中市教育委員会

■第1 本計画策定等の趣旨等

1 本計画の趣旨

安中市教育委員会では、群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第8条の規定に基づき、令和2年4月には「安中市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定した。また、規則第3条の規定により「安中市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、学校における働き方改革を推進してきている。また、教育職員が一人一人の子どもと向き合う時間や授業の準備に集中する時間を確保するために、群馬県教育委員会の「教職員の多忙化解消に向けた協議会」より発出された「提言」を受け、学校と教育委員会が慎重に協議しながら、学校の様々な行事や業務の見直しを行い、教育職員の多忙化解消の取組を進めてきている。しかしながら、依然として在校等時間が長時間に及ぶ教育職員も多くみられ、学校における働き方改革、教育職員の多忙化解消は喫緊の課題となっている。

国においても、学校における働き方改革の実効性を向上させていくために、令和7年6月に「公立義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第7号。以下「給特法」という。）を改正するとともに、第7条に規定する指針として「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）を改正し、令和7年9月25日付で告示した。これにより、サービスを監督する教育委員会は、改正後の給特法第8条に規定に基づき「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定すること等が義務付けられた。

安中市教育委員会では、上記給特法及び国指針の改正を受け、ここに「安中市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という。）を策定し、学校における働き方改革の更なる取組を推進していくものである。

2 本計画の対象

本計画は、本市の市立学校の教育職員を対象とする。

なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、36協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

3 本計画の期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

■第2 本市の状況

1 在校等時間の定義

国が示している「在校等時間」に従い、以下①+②-③-④の時間を本計画における「在校等時間」とする。

- ① 給特法第6条及び県条例第7条第2項に規定される業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務を行う時間も含め、教員等が校内に在籍している時間であって、外形的に把握することができる時間
- ② 校外における勤務で、職務として行う研修への参加や、児童生徒の引率等の職務に従事している時間等、超勤4項目以外の業務に従事する場合も含め、外形的に把握できる時間
- ③ 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間及び休憩時間等、勤務時間から除くべき時間として当該教員等が申告した時間
- ④ 上記の他、在校等時間として、合算しないことが適当であると校長が判断した業務に従事した時間

2 安中市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則に定める時間外在校等

時間の上限

安中市教育委員会では、「群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」に基づき、「安中市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、教育職員の時間外在校等時間の上限等に関し、以下のとおり定め、業務量の適切な管理を実施している。

【規則の概要】

（上限の範囲）

第2条 ～略～ 「時間外在校等時間」を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月の時間外在校等時間の合計時間について45時間
- (2) 1年の時間外在校等時間の合計時間について360時間

2 ～略～ 教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員の時間外在校等時間を次に掲げる時間又は月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月の時間が時間外在校等時間の合計時間について100時間未満
- (2) 1年の時間外在校等時間の合計時間について720時間
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月又は5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において、1箇月当たりの時間外在校等時間の合計時間の平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1箇月の時間外在校等の時間の合計時間が45時間を超える月数について6箇月

3 本市の現状と課題

本市の市立学校における教育職員の令和6年度の時間外在校等時間の状況と課題は、以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間の状況と課題

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月28時間	19.1%	9.0%
中学校	月45時間	50.6%	13.4%

【令和6年度の月別時間外在校等時間の状況】

	小学校			中学校		
	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
令和6年4月	39時間	39.1	4.7	59時間	75.5	13.3
5月	36時間	30.5	2.6	57時間	68.1	13.1
6月	32時間	23.1	0.0	55時間	70.3	12.0
7月	24時間	11.1	0.0	45時間	51.6	0.0
8月	8時間	1.0	0.0	15時間	2.0	0.0
9月	30時間	18.2	2.0	52時間	64.8	12.0
10月	33時間	25.7	2.5	52時間	68.1	9.8
11月	30時間	21.6	1.0	45時間	52.7	6.5
12月	23時間	11.2	0.5	35時間	27.4	1.0
令和7年1月	24時間	11.2	1.0	40時間	42.8	2.0
2月	26時間	15.3	1.5	39時間	39.5	1.0
3月	29時間	21.4	3.5	43時間	43.9	5.4

令和6年度の時間外在校等時間の年平均は、小学校で月28時間、中学校で月45時間であった。これらの数値は、国が掲げる「令和11年度までに、1箇月の時間外在校等時間を平均30時間程度にする」という目標と比較すると、小学校では目標を達成しているが、中学校では15時間上回っている。中学校においては、部活動の指導や休日における大会の引率等が主たる要因と考えられる。

月別平均時間外在校等時間の状況を見ると、年度始め4～6月は長くなる傾向にある。令和6年4月は、小学校は月39時間、中学校は月59時間であり、小中学校とも年間で4月が一番長くなっている。各学校では、家庭訪問を教育相談に代えたり、授業軽減の日を4月に設けたりするなど取り組んできているが、年度始めは業務量が多く教育職員への負担が大きいという現状が見られる。

月45時間以上を上回る割合は、中学校で50.6%であり、過半数の教員が長時間勤務となっている。80時間を超える割合は、令和5年度と比較すると減少傾向ではあるが、特に管理職の割合が大きくなっている。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する状況と課題

【令和6年度の年次有給休暇の取得状況】

	小学校	中学校
平均取得日数	14.1日	11.5日

【ストレスチェックの結果】

○ストレスチェックにおける高ストレス者の割合

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高ストレス者の割合	6.3%	7.31%	8.74%	10.0%	11.07%

○ストレスチェックにおける健康リスク値（総合リスク値）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
健康リスク値	80	77	77	86	78

*健康リスク値（総合リスク値）とは、国が公表している全国平均との比較を表している。全国平均を100とし、数値が高くなると結果が悪いことを示す。例えば、健康リスク値「75」は、仕事のストレスのために心理的ストレス反応、疾病休業、医師受診率が「25%」少なく発生すると予想される結果を表す。

令和6年度の年次有給休暇の取得状況については、小学校で14.1日、中学校で11.5日であった。夏季休業日など長期休業日に取得する割合が高いが、事務軽減日に時間給を取得している傾向もみられる。ストレスチェックの受診（回収）率は年度により異なるが、高ストレス者の割合は増加傾向にある。ストレスの要因としては、仕事の量的・質的負担、身体的負担度が高い傾向にある。ストレスチェックの健康リスク値については年度により異なるが、働きがいや上司・同僚からのサポート、仕事や生活の満足度は、例年全国平均と比較しよい結果になっている。

■第3 本計画の目標

1 時間外在校等時間に関する目標

- (1) 1箇月時間外在校等時間が80時間超えの割合を0%とする。
- (2) 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間が30時間を下回るようにする。

2 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- (1) 年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- (2) ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。
- (3) ストレスチェックにおける健康リスクの値（総合リスク値）を75以下とする。

■第4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

1 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

本計画では、国が示した業務の3分類に基づき、業務の整理を行うとともに効率化と負担軽減を推進する取組を以下に示す。これにより、本市の市立学校教育職員が本来の教育活動に専念できる環境を整備し、児童生徒へのより質の高い教育の充実を目指す。

(1) 学校と教師の業務の3分類を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・登下校時の通学路における見守り活動等、地域や関係団体が担う体制を構築する。

◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・学校徴収金（教材費等）の管理については、金融機関による口座振替を活用することのメリット・デメリットを提示するとともに、各学校において実態を考慮しながら導入について検討し、教育職員の負担軽減を目指す。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・令和8年度、先行実施として地域学校協働活動推進員をモデル校に配置し、学校と地域との連絡調整等を行い、その効果等を検証する。9年度からは、各校の状況を踏まえながら全校へ拡充していく。

◆過剰な苦情・不当要求への対応

- ・スクールロイヤーや警察、児童相談所等、学校が専門家を活用できる環境を充実させることにより、事案に応じた助言や支援を受けながら対応できるようにする。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答

- ・学校に送付される文書等の量の縮減に努めるとともに、回答が必要な調査・統計等への回答については、デジタル技術の活用により教職員の負担軽減を図る。

◆ICT 機器・ネットワーク設備の保守管理

- ・ICT 機器や校内ネットワーク設備の保守・管理については、ICT 支援員等を中心に整備し、教育職員の業務軽減と安定的な運用を推進する。

◆学校プールの施設・設備の管理

- ・職員による学校プールの管理については、市営プールの使用や民間事業者への管理業務委託を検討し、教育職員の負担軽減を目指す。

◆部活動の運営

- ・部活動ガイドラインに基づき、活動時間や休養日の基準を遵守する。
- ・部活動の技術指導においては、部活動指導員の配置や地域指導者の活用、合同練習会の実施等を推進し、教員の負担軽減を図る。
- ・部活動指導員に対し、研修等を通じて、部活動の適正化やガイドラインの浸透を図る。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備

- ・教材等の印刷や物品等の準備、その他の補助的な業務についてはスクール・サポート・スタッフまたは生徒指導推進支援員等が中心となって行うとともに、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進する。

◆学習評価や成績処理

- ・採点作業や宿題の提出状況の確認、入学者選抜に係る類似の業務についてはデジタル技術の活用を促進する。また、自動採点システムの導入について検討し、教員の負担軽減を目指す。

◆支援が必要な児童・生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の状況に応じ生徒指導推進支援員や特別支援学級助手等を配置し、教育職員と連携しながら児童生徒への支援を充実させていく。
- ・必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフや警察、児童相談所、こども課等の行政機関等を活用できるようにする。
- ・不登校児童生徒への対応にあたっては、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センターの設置等による支援を推進する。

(2) 上記3分類以外の措置の推進

◆校務支援システムの活用

- ・校務支援システムを活用し、文書管理の効率化と必要な文書へのアクセス性の向上を図る。

◆留守番電話等の対応

- ・勤務時間外の電話対応については、学校に整備している電話機の更新時を捉え、留守番電話及び録音機能の設定等について検討し、外部からの電話等に対応する環境を整備する。
- ・保護者や地域住民に対しては、勤務時間外のうち特に夜間の電話連絡については控えていただくよう周知を図る。

◆学校行事・研修の精選・オンライン化

- ・学校行事については、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合する。
- ・研修については、オンライン研修の実施や会場の変更を検討し、移動時間を削減する。

◆授業時数・校時表の見直し

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週あたり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・校内清掃の実施回数や範囲の削減、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

2 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の心身の健康を守ることは、教育の質の向上に直結する重要な課題であり、安中市においても喫緊の対応が求められている。本市では、教育職員の心身の健康の保持増進及び働き方改革の一環として、以下の取組を計画的かつ継続的に推進し、健康と福祉の両面から支援体制の充実を図る。

◆働きやすい環境づくり

- ・教育職員の同僚性が高く、働きやすい職場環境の整備を促進する。
- ・ハラスメント防止に向けて風通しのよい学校づくりに努める。

◆有給休暇の取得促進

- ・教育職員が計画的かつ連続的に年次有給休暇を取得できるよう、環境整備を進める。
- ・定時退校日や学校閉庁日を設定し、学校全体で休暇取得を促進する文化の醸成を図る。

◆ストレスチェックの実施と活用

- ・全校で年1回のストレスチェックを実施し、職員自身によるストレス状態の把握を支援する。
- ・メンタルヘルスケアに関する情報提供や研修への参加等呼びかけ、メンタルヘルス不調のリスク低減を図る。

◆医師面接指導の実施

- ・1月あたりの時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知し、産業医の面接による保健指導の申出を勧奨する。
- ・ストレスチェックにより高ストレスが認められた教育職員へは、産業医の面接指導等を行うなど必要な支援を行う。

■第5 実効性の確保

本計画の実効性を確保するため、安中市教育委員会及び校長、各教育職員は以下の取組を進める。

1 安中市教育委員会における取組

- ・市教育委員会は、各学校における在校等時間の記録状況を把握、分析するとともに、長時間労働という働き方の改善に向けて、校長と連携しながら取組を推進する。
- ・取組の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を把握し、市教育委員会のホームページで公表すると共に、総合教育会議において計画の進捗状況を報告し、関係機関との連携を強化する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、学校訪問や研修等の機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、定例校長会議や定例教頭会議等において各学校の取組について共有し、改善のためのPDCAサイクルを確立する。

2 安中市立学校における取組

- ・各校長は、本計画や、学校における働き方改革の意義及び目的が校内において十分共有されるようにするとともに、各教育職員の勤務状況等を把握した上で、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を継続的に進める。その際、学校運営協議会における協議を経て、保護者及び地域住民その他の関係者の参画を得ながら運用を行うよう努める。
- ・時間外在校等時間の上限の範囲を超えた教育職員がいる場合には、業務や環境整備等の状況について検証を行い、速やかに必要な措置を講じる。
- ・教育職員は、学校における働き方改革の趣旨や目指すべき方向性を共有するとともに、在校等時間記録から自らの働き方を振り返り、業務改善や効率化を意識しながら、業務を遂行する。

3 保護者・地域・関係団体との連携

- ・市教育委員会及び各学校は、学校における働き方改革や本計画の趣旨等について、保護者や地域住民等に対して広く周知し、理解と協力を得ながら働き方改革を進めていく。